

「漁業制度資料」の筆写稿本について

はじめに

現在、水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館および神奈川大学日本常民文化研究所には、全国の漁村や自治体・漁業協同組合などから収集した資料の筆写原稿約30万枚が、資料群ごとに製本されて収蔵されている。これらの稿本は、昭和24（1949）年10月から同30年3月までの5年5ヶ月ほどの間に、水産庁が財團法人日本常民文化研究所（神奈川大学日本常民文化研究所の前身）に委託して行った「漁業制度資料調査保存事業」によって収集された資料の一部を抜き出して筆写した原稿をもとに作成されたものである。同事業の詳細は網野善彦『古文書返却の旅』（中公新書、平成11年）、同「戦後の日本常民文化研究所と文書整理」（『歴史と民俗』13号、平凡社、平成8年）および「『漁業制度資料調査保存事業』と資料の整理・保存の経過」（『中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要』所収、独立行政法人水産総合研究センター・神奈川大学日本常民文化研究所、平成18年。中央水産研究所ホームページにも掲載）の記述に譲るとして、ここでは筆写稿本の成立に関連する事項について、その概要を記すことにしたい。

「漁業制度資料調査保存事業」

GHQの指令のもと、農林省水産局企画室によって主導されていた戦後の漁業制度改革は、昭和23年2月の「水産業協同組合法」、24年12月の新「漁業法」の制定によって、一応の成果をみたものの、各漁村の実態については、資料の不足もあって依然として不明な点が多くかった。このような状況の中で、戦前より水産史研究に先駆的な業績をあげていた瀧澤敬三のもとで、文献資料の整理や漁業・漁村関係資料の扱い方を学び、出征後のシベリア抑留でロシアの文書館を見聞した経験を持つ宇野脩平は、当時水産研究の有力者が一堂に会していた農林省の外郭団体「水産研究会」への参加を通して知り合った農林水産省の若手官僚たちとの交流を重ねていた。その折、しばしば話題は全国の漁業・漁村の漁業権のあり方における、関東大震災と第二次大戦という2度の罹災で、多くの資料を失っていた農林省に、その実態を知るために基礎資料がないことに及んだという。

昭和24年10月、「漁業制度資料調査保存事業」は、農林水産省による委託事業としてはじまった。昭和17（1942）年の瀧澤敬三の日本銀行副総裁就任以来、休止を余儀なくされていた日本常民文化研究所は財團法人として再建され、事業の受け皿となった。東京月島にあった東海区水産研究所内に1室が設けられ、日本常民文化研究所月島分室と呼称された。事業を主導した宇野脩平は当時まだ36歳で、古文書の読解に習熟していた藤木喜久磨をメンバーとして招聘したが、その他は大学を出たばかりの若者10数名が集められた。年間予算300万円は、現在の国家予算から換算すると、有に3億円を超える額であった。当初宇野は、全国の海岸線を4年間でしらみつぶしに調査し、漁業・漁村関係の資料を網羅的に収集しようという壮大な計画を立てていたことが、事業当時に刊行された『漁業制度資料目録』の巻末に付された「漁業制度資料調査保存要項」に記されている。これには、終戦直後の混乱した状況の中で、地域に残存する資料が失われてしまうという切迫した心理が多分に影響していたであろう。いずれにしても、事業に対する宇野の拡大主義的な方針は、後に借用文書の未返却問題を引き起こすことになったが、その萌芽は当初よりあった。

この事業に参加した若い調査員の中には、中世史の網野善彦・五味克夫、歴史人口学の速水融、漁業経済史の二野瓶徳夫ら、後に研究者として知られるようになった人々が含まれていた。また、常勤の所員ではなかったものの、当時東京大学史料編纂所に勤務していた中世史家の佐藤進一や阿部善雄も調査に同行して収集あるいは資料の筆写にかかわっている。

筆写稿本の作成

先に記した「漁業制度資料調査保存要項」には、事業の作業過程が次のように記されている。

調査収集保存は大凡次のように行われる。

- (イ) 調査・資料の発見
- (ロ) 資料の購入、寄付、借用、寄託
- (ハ) 整理・分類目録作成
- (ニ) 重要資料の複写（筆写及マイクロフィルム）
- (ホ) 保存
- (ヘ) 資料目録の刊行
- (ト) 重要資料集の刊行

実際に行われた調査保存作業を、上記の過程に即してみてみよう。

「漁業制度資料調査保存事業」によって全国各地に調査に出かけた調査員たちは、次々に資料の借用・寄託・寄贈手続きを行ってそれらを持ち帰った。第2次大戦後の社会状況の中で、古い漁業関係資料などは、ゴミ同様に扱われる場合も多かった。訪れた調査員の多くは、どれでも好きなものをもっていくようにと促されたことを述懐している。当時、庶民の家に保管されている資料を文化財とみなすような考え方には、研究者の間でもまだ定着していなかった。これは上記の(イ)(ロ)にあたる。

借用・寄託・寄贈資料は段ボールに入れられて、月島の作業室に積み上げられた。調査員は調査から帰るとすぐに、資料の目録を作成した。これが上記の(ハ)である。次に、重要なものをピックアップして資料の筆写を外部の筆写担当者に出した。筆写には、「水産庁 日本常民文化研究所」と右下に小さく記された特製の200字詰め原稿用紙が用いられた。当初、借用資料を写真に収める計画もあり、調査員の速水融が担当してマイクロフィルムによる撮影が試みられたが、フィルムはまだ高価だったため断念された。

(ニ) 筆写はもっぱら、外部の大学院生あるいは若手の研究者に依頼された。筆写者に求められる技量は、必ず正確に資料を読み解くことと、規定通りに筆写原稿を作成することであった。そのため、月島分室では「筆者のしおり」を作成して、筆写者の便宜をはかった。筆写が終わって資料と筆写原稿が戻ってくると、調査員が資料と原稿を突き合わせてチェックをし、訂正箇所に赤鉛筆等で注意書きを入れた。この作業は、藤木喜久磨のくずし字読み解力に大きくあずかるところがあった。藤木は、戦前に瀧澤敬三と沼津の内浦湾にあった津元（網元）の家、大川四郎左衛門家の古文書を整理・筆写した経験を持ち、くずし字の読み解に長けていたため、月島分室でも若手調査員の指導係を任せていた。

筆写原稿は、校正が終わると黒の表紙を付けて綴じられ、表題を付して架蔵された。また、筆写原稿はカーボン用紙を用いて3枚作成されたため、同じ内容の筆写稿本が3冊作られた。そのうち1冊は資料の所蔵者に、1冊は水産庁に、残る1冊は常民文化研究所に保管される手はずであった。ただし、事業が進行してしばらくしてから、作業を簡略化するため同一の筆写稿本は2冊しか作られなくなった。また、

筆写原稿の校正なども、次第に省略されるようになったようである。

この作業はほぼ 5 年間におよび、およそ 30 万枚の「漁業制度資料」の筆写原稿が残されることになった。

筆写稿本の概要

今回、本概要目録に掲載されている資料群（資料）の数は 663 件、北は北海道から南は宮崎まで、47 都道府県中 37 都道府県に及んでいる。下記の表 1 は県別の資料群数である。

表 1 県別資料群数

No.	都道府県名	資料群数	No.	都道府県名	資料群数	No.	都道府県名	資料群数
1	北海道	4	17	石川	84	33	岡山	13
2	青森	2	18	福井	16	34	広島	16
3	岩手	12	19	山梨	0	35	山口	13
4	宮城	10	20	長野	4	36	徳島	5
5	秋田	6	21	岐阜	2	37	香川	3
6	山形	3	22	静岡	12	38	愛媛	19
7	福島	0	23	愛知	5	39	高知	10
8	茨城	34	24	三重	54	40	福岡	5
9	栃木	1	25	滋賀	3	41	佐賀	0
10	群馬	0	26	京都	22	42	長崎	65
11	埼玉	0	27	大阪	5	43	熊本	0
12	千葉	51	28	兵庫	20	44	大分	5
13	東京	22	29	奈良	1	45	宮崎	1
14	神奈川	5	30	和歌山	102	46	鹿児島	0
15	新潟	10	31	鳥取	0	47	沖縄	0
16	富山	0	32	島根	18		総計	663

もっとも多い県は和歌山県で 102 件、次いで石川県が 84 件、さらに長崎の 65 件、三重県の 54 件、千葉県の 51 件、茨城県の 34 件と続く。これらの県は古くから漁業の盛んな地域であり、特に紀州（和歌山）は「風土記」にも、紀伊の海人は操船技術に優れていることが記され、近世期には鰯溜釣漁や八田網など、先進の漁法の多くがこの地域からもたらされ、全国に広まったといわれる。また、石川県は、澁澤敬三によって主導されていた九学会連合（日本民族学会、日本社会学会、日本人類学会、日本宗教学会、日本地理学会、日本民俗学会、日本言語学会、日本心理学会、東洋音楽学会）の調査に際して、その古文書調査を担う形で行われた。そのために件数が多くなっている。後に藤木喜久麿が中心になって、能登の時国家文書が翻刻され、資料集として刊行された。さらに 30 年の時を経て、事業に係わった網野善彦は、神奈川大学に招致された日本常民文化研究所に所属し、借用したままになっていた上時国家文書の返却に赴いた際、同家に残されていた資料の調査を依頼された。調査はその後 10 数年に及び、網野がその後たびたび主張するようになる「百姓＝農民ではない」という言葉は、時国家の資料整理・研究の進展によっても主張されるようになった。

茨城県の調査は主に霞ヶ浦・北浦の周辺について行われ、鈴木源太左衛門家文書をはじめ、近世以来の内水面漁業の実際を知る資料が収集されている。網野が自ら処女論文と位置付けた「霞ヶ浦四十八津と御留川」（『網野善彦著作集』第7巻、2008、岩波書店）は、この時の調査の際に収集した資料をもとに書かれた。

瀬戸内海は、民俗学者・宮本常一が中心になり、島嶼の漁業に関する資料が多く収集された。宮本はしばしば調査先で資料を借り受け、宿に戻って一晩で筆写して翌日には返していた。筆写稿本の中に、宮本手書きの原稿が残されているのはそのためである。後に神奈川大学に移管される前の日本常民文化研究所を主導した河岡武春は、広島文理科大学（現広島大学）大学院在学中から、しばしば宮本の調査に同行していた。

全国各地の漁業協同組合・漁業会などが採訪の対象となり、相当数の資料が筆写されたことも、漁業制度資料の筆写稿本の特筆すべき点である。漁業協同組合などの水産業団体に与えられた漁業権は、戦前まで近世以来の漁場慣行の様相を色濃く残しており、これらの資料は、漁村の状況を知るための格好の材料といえるが、よほど注意深く残す努力をしていない限り、容易に散失してしまう。置き場所の関係で過去の資料を整理してしまったとしても責められるいわれはないし、一部の行政資料のように保存が法的に義務付けられているわけでもない。しかし、「漁業制度資料調査保存事業」では多くの漁業協同組合等の団体を採訪し、筆写された漁協などの水産団体関係資料群数は108におよぶ。これは全体の約16%に達している。日本における水産業協同組合の形成に関して、地域の実態に即して行われた研究はきわめて少ない。

「漁業制度資料」のこれらの資料群が、少なからぬ寄与を果たし得るのではないだろうか。今回、巻末に愛媛県二神島の漁業協同組合資料の詳細を記した一文を付したので参考されたい。

ところで今日、資料が筆写される機会は、資料集等が作成される際の下原稿や個人の研究用などの用途に限られ、調査先で出会った資料を複写する際は、基本的に写真撮影されるのが普通である。近年はデジタルカメラが急速に普及し、スキャナー等も活用されている。筆写して資料を残すという行為は、すっかり過去のものになってしまった。したがって「漁業制度資料」の筆写稿本を研究等に用いる場合、いくらか留意する点がある。筆写稿本の原資料は、基本的に原所蔵者に返却されていることが多い。それらは、返却されてから60年以上を経ているため、必ずしも原所蔵者が保管しているとは限らない。すでに廃棄されているもの、あるいは文書館や博物館・大学などに寄託・寄贈されているものなど様々な場合があろう。筆写資料の原本の所在については、追跡調査を行っていないので一部を除いてほとんど分かっていない。利用者はできる限り原本にあたった上で活用することが求められよう。

採訪された資料のすべてが筆写されたわけではないことは先に記した。いったい、筆写に出すかどうかの基準は何であろうか。その詳細を知ることはできないが、残された筆写稿本から推し量るに、先ず採訪地の近世紀の人的構成を知ることができる資料（検地帳や宗旨人別帳など）は積極的に筆写されているようである。また、近世・近代の漁業権に関連する情報、あるいはそれに関連して、権利を保持している地域の漁業組合等の団体の権利に関連する資料も多く採用されている。それらの資料には、例えば定置網の設置場所を示した図面、漁業権を図示した図面や近世以前の漁場紛争に際して作成された絵図類等が残されている。これらの絵図類は、専門の画家に依頼して、現物とほとんど変わらない色彩で再現されている。多くの資料群に絵図類が添付されており、目録中に絵図類の有無を情報として記した。合わせてご参照いただきたい。

（文責 越智信也）